<参考:表示適正化部会検討結果>

「歯みがき」の東京都消費生活条例に基づく表示方法について

	化粧品歯みがき	医薬部外品歯みがき
表示事項と表示方法	すべての配合成分をその分量の多い順に表示し、その配合成分をその側に表示してできる。 で記合成分を表示を目的名を表示を表示する。 水及び配合目的を表示を配合目的ないである。 水とが著しまする。 な配合目の表示を当る。	も分量の多い配合成分から順に配合成分名を表示する(現行の表示方法)。 ただし、すべての配合成分を表示する場合は、配合成分の分量の多い順に表示し、その順で
都条例による 表示事項の 省略	内容量が50グラム(ミリ)外部の包装のない旅行セ	この限りではない。(従来どおり)
文字の大きさ等	・表示に用いる文字は、6ポイント以上とする。(従来どおり)・表示の様式は指定しない。	